

「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の素案について

令和 6 年 11 月 14 日
こども家庭課

1 要旨・目的

一時保護施設*の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため必要な生活水準を確保する基準を定める条例の制定を目指して検討を進めており、この度、素案を取りまとめた。

*) 児童福祉法の規定により、児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならないとされており、本県では、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに一時保護施設を設置している。

2 現状・背景

これまで一時保護施設の設備及び運営については、児童養護施設の設備・運営基準を準用するとされていたが、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号）の制定により、都道府県が、国の示す基準（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「内閣府令」という。）に従い又は参酌し、条例で基準を定めなければならないこととされ、令和 7 年 4 月 1 日までにこの条例を制定施行する必要がある。

3 概要

(1) 策定に当たった考え方

内閣府令の「参酌すべき基準」については、条例制定にあたって、地域の実情に応じて内容を定めることが許容されることから、県内の一時保護施設に入所したことのあつた子供に対するアンケート調査や県こども家庭センター職員のヒアリングを実施し、本県独自の基準の必要性を検討した（別紙参照）。

その結果、条例には県独自の基準は設けないが、一時保護施設の運営等に係る課題等に対しては、マニュアル等を策定し整理することとした。

(2) 取組の方向

次頁の「条例案の全体構成」のとおり

(3) 根拠法令

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4

(4) スケジュール

令和 6 年 12 月 生活福祉保健委員会へ条例素案提出

令和 7 年 1 月 パブリックコメントの実施

令和 7 年 2 月 2 月定例会へ議案上程

【条例案の全体構成】

《本則》

	項目	概要
総則	第1条 趣旨	・ 条例を制定する趣旨
	第2条 定義	・ 条例に用いる言葉の定義
	第3条 最低基準の目的	・ 条例で制定する最低基準の目的 ・ 県の最低基準の向上への努力義務
	第4条 最低基準と一時保護施設	・ 最低基準に対する県（一時保護施設）の義務
	第5条 一時保護施設の一般原則	・ 入所している児童の権利、保健衛生等への配慮 ・ 定期的な外部の者による評価の実施、公表
	第6条 非常災害対策	・ 災害に必要な設備の設置等
	第7条 安全計画の策定等	・ 一時保護施設に関する安全計画の策定、研修の義務
	第8条 自動車を運行する場合の所在の確認	・ 自動車の乗降の際の児童の所在の確実な把握
	第9条 差別的取扱いの禁止	・ 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いの禁止
	第10条 児童の権利擁護	・ 一時保護を行うに当たっての、児童の権利擁護に関する説明義務 ・ 児童の意見・意向の尊重
	第11条 児童の権利の制限	・ 正当な理由のない児童の権利の制限の禁止 ・ やむを得ず権利制限する場合の児童への説明、理解を得るための努力義務
	第12条 児童の行動の制限	・ 施設等による児童の行動制限の禁止
	第13条 児童の所持品等	・ 合理的な理由のない児童の所持品等の持込禁止の禁止 ・ やむを得ず持込禁止する場合の児童への説明、理解を得るための努力義務
	第14条 虐待等の禁止	・ 職員による児童虐待の禁止
	第15条 業務継続計画の策定等	・ 感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定、研修の義務
設備・職員に関する基準	第16条 設備の基準	・ 一時保護施設に必要な設備、面積、定員等の基準 ・ ユニット整備の努力義務 ・ ジェンダーアイデンティティ等への配慮等
	第17条 一時保護施設における職員の一般的要件	・ 一時保護施設の職員に必要な資質、要件
	第18条 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	・ 一時保護施設の職員の知識、技能の向上等に係る努力義務 ・ 職員の研修機会の確保
	第19条 職員	・ 一時保護施設に配置する職員の数、種類
	第20条 夜間の職員配置	・ 夜間に配置する職位の数
	第21条 一時保護施設の管理者等	・ 管理者、指導教育担当職員の資質、要件
	第22条 児童指導員の資格	・ 児童指導員の資格要件
	第23条 心理療法担当職員の資格	・ 心理療法担当職員の資格要件
	第24条 学習指導員の資格	・ 学習指導員の資格要件
	第25条 他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備及び職員の基準	・ 他の社会福祉施設と兼務できる設備、職員

項目		概要
運営に関する基準	第 26 条 衛生管理等	・ 児童の使用する設備等の衛生管理 ・ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修、訓練の努力義務 ・ 児童の清潔維持のための入浴等の義務
	第 27 条 食事	・ 入所している児童への食事の提供方法、献立等 ・ 食を営む力の育成
	第 28 条 入所した児童及び職員の健康状態の把握等	・ 入所した児童の健康状態を把握するため、医師又は歯科医師による診察等の必要な措置
	第 29 条 養護	・ 児童の健やかな成長の支援 ・ 児童の安全の確保
	第 30 条 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等	・ 基本的生活習慣の確立、人間性、社会性の涵養 ・ 通学の支援等の努力義務 ・ 親子関係の再構築のための必要な支援等
	第 31 条 関係機関との連携	・ 警察、医療機関等関係機関との連携
	第 32 条 一時保護施設内部の規程	・ 入所する児童の支援に関する事項等の規程の設置
	第 33 条 一時保護施設に備える帳簿	・ 入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
	第 34 条 秘密保持等	・ 一時保護施設の職員の秘密保持義務
	第 35 条 苦情への対応	・ 苦情窓口の設置等の必要な措置
その他	第 36 条 規則への委任	・ 既に施行している「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等に合わせて、この条例においても、一部規定を規則へ委任することとする。

《 附 則 》

項目	概要
第 1 条 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日又は公布の日
第 2 条 設備に関する経過措置	設備基準については、現に存するものは、従前の例による。
第 3 条 職員及び夜間の職員配置に関する経過措置	職員配置基準について、職員の確保等が難しい場合、令和 8 年 3 月 31 日まで従前の例による。
第 4 条 指導教育担当職員に関する経過措置	令和 8 年 3 月 31 日まで県こども家庭センター所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。